

R D F 等に係る安全対策に関する提言(要約)

(ごみ固形化燃料等関係施設の安全対策調査検討報告書より抜粋)

1 貯蔵・取り扱い情報の把握

R D F 等は、発火危険性及び消火困難性の観点から見て現行の指定可燃物と同等の危険性を有しているといえる。そこで、R D F 等廃棄物に物理的操作を加え、同様の火災危険性を有することとなる処理・加工物品については、幅広く指定可燃物として指定することが適当である。

2 次に掲げる安全対策の確保が必要である。

(1) R D F 等製造時の安全対策

微生物発酵等を防止するために必要な性状管理(例えば水分量を10%以下とする。)を徹底する体制を確保することにより、発熱を防止する。

(2) R D F 等保管時の安全対策

保管時にR D F 等の発熱を起こさないため、製造後の十分な冷却による高温状態での保管の禁止、一定規模以上の集積の制限等の対策が必要である。

(3) R D F 等の異常の監視

R D F 等の状態を監視し、異常発生時に直ちに対応を図れるための体制を確保することが必要であり、貯蔵形態に応じ温度測定装置による温度の有効監視等の対策を確保する必要がある。

(4) 保管施設等の事故発生時の安全対策

R D F 等は、ひとたび発熱・発火すると、消火が非常に困難であることから、異常発熱時には貯蔵量等に応じ、消火設備による冷却・消火等の対策が迅速に図られる体制の確保が必要である。

(5) 保管施設等の消防活動上の対策

事故発生時に迅速かつ容易に消火活動が行える貯蔵方式等とすることが必要である。

(6) 日常の安全管理体制

上記(1)～(5)の安全対策のほか、日常の安全管理体制に係る対策の確保が必要である。

安全管理要員の確保と教育・訓練

従業員等の安全管理教育・訓練の徹底

(7) 消防機関、第三者機関等による安全性の確認

R D F 等関係施設の実態、貯蔵・取扱い方法等に応じたそれぞれの火災危険要因を関係者が事前に把握し、これに対応した安全対策が確保されていくことが重要であり、この点について消防機関等も確認を行っていく必要がある。